

神戸市病児保育事業実施要綱

（目的）

第1条 保護者が就労している場合等において、こどもが病気や病気回復期の際に自宅での保育が困難な場合がある。

こうした保育需要に対応するため、診療所又は病院（以下「診療所等」という。）において病気の児童を一時的に保育することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（事業の委託）

第2条 市長は、この事業を診療所等に併設する施設を運営する者に委託して行うことができる。

2 前項の委託を受けようとする者（以下「事業実施者」という。）は、あらかじめ神戸市病児保育事業実施協議書（様式第1号）を市長あてに提出し、協議しなければならない。

3 この事業を受託した事業実施者は、この事業を診療所等に併設する施設または診療所等が運営する本事業のための専用施設であって第14条の基準を満たし、かつ市長が適当と認めた施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

（対象児童）

第3条 この事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、神戸市内に居住している乳児・幼児若しくは小学校に就学している児童、又は市内の保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、小学校に通う児童、又は保護者が市内に在勤する乳児・幼児若しくは小学校に就学している児童であって、かつ、次の各号の一に該当する傷病により、当面症状の急変は認められないが、傷病の回復期に至っていないことから集団保育が困難な児童、もしくは傷病の回復期の場合で、集団保育が困難な児童とする。

- (1) 感冒、消化不良（多症候性下痢）等乳幼児に日常罹患する疾患
- (2) 麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患
- (3) 喘息等の慢性疾患
- (4) 骨折、熱傷等の外傷性疾患
- (5) その他事業実施者が必要と判断した疾患

（利用の要件）

第4条 この事業は、次の各号の一に該当する場合に利用することができる。

- (1) 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会通念上やむを得ないと認められる事由により家庭で育児を行うことが困難なとき。
- (2) 市長が特に必要があると認めたとき。

（利用期間）

第5条 この事業の利用期間は、傷病により、回復期には至らないが当面の症状の急変が認められない場合、もしくは回復期の場合で、他の児童との集団生活が困難であり、かつ、保護者が家庭で育児を行うことができない期間の範囲内とし、連続して7日以内を原則とする。ただし、事業実施者が必要と判断したときは、

必要最小限度の範囲内で延長することができる。

- 2 事業実施者は、一時預かり開始後において、児童の病状等が変化し実施施設において対応することが著しく困難となった場合、又は第4条の規定に該当していないと認められるときは、一時預かりを終了させることができる。

（開設日及び開設時間）

第6条 この事業の開設日及び開設時間は、原則として神戸市内の保育所（園）等に準じて設定するものとする。ただし、特に市長が認める場合はこの限りではない。

（施設への登録）

第7条 この事業の利用を希望する保護者は、神戸市病児保育事業利用登録票（様式第2号）（以下、「利用登録票」という。）を事業実施者に提出し、登録するものとする。

なお、病児保育予約システムで施設に利用登録を行った場合においては、利用登録票の提出を省略することができるものとする。

- 2 事業実施者は、病児保育予約システムで利用登録が行われた場合であっても、利用登録票が必要であると判断した場合は、保護者へ提出を求めることができる。
- 3 市外に在住し、保護者が市内に在勤する乳児・幼児若しくは小学校に就学している児童は、第1項の申請に係る利用登録票に加えて、市内在勤を証明する書類を提出するものとする。

（申請等）

第8条 登録した保護者は、この事業の利用に際し医師連絡票（様式第4号）を事業実施者に提出し、病児保育予約システムで予約することで、利用の申請を行うものとする。

- 2 事業実施者は、保護者の利用の申請に際し、必要と認める場合は実施施設に併設する診療所等において保護者の児童の診察を行うことができる。
- 3 事業実施者は、第1項の申請に係る可否の決定について速やかに申請者に通知する。

（対象児童の送迎）

第9条 実施施設への対象児童の送迎は、保護者が行うものとする。

（利用料等）

第10条 利用料は児童1人当たり日額2,000円とし、この事業を利用した保護者は、利用料を事業実施者に支払うものとする。ただし、第11条に基づき利用料の減免を受ける者は、別表1に掲げる減免後の利用料を支払うものとする。

- 2 保護者は、第1項の利用料とは別に、この事業の利用期間中に要する食事代、おやつ代、医療費、医師連絡票作成料、移送費などの経費を事業実施者に支払うものとする。

（利用料の減免）

第 11 条 市長は、経済的事情その他特別の理由があると認めるときは、別表 1 のとおり前条第 1 項の利用料を減額し、又は免除することができる。

2 利用料の減免を受けようとする保護者は、あらかじめ市長に病児保育事業利用料減免申請書（様式第 5 号）に課税証明書その他減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（委託料）

第 12 条 市長は、実施施設に対し、第 13 条の報告に基づき、別表 2 に規定する基本分を、この事業の実施に要する費用として支払うものとする。

2 市長は、第 13 条の報告書に基づき、別表 2 に規定する改善分、加算分及びおむつ処理費用を第 1 項の委託料に加算して実施機関に支払うものとする。

3 市長は、第 13 条の報告書に基づき、生活保護世帯、住民税非課税世帯、所得税非課税世帯が利用した場合は利用料減免額に相当する額を第 1 項の委託料に加算して支払うものとする。

（実績報告）

第 13 条 事業実施者は、病児保育予約システムを正しく登録することにより、各月ごとの利用状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、必要に応じて事業実施者に対し、事業に関する報告を求めることができる。

（実施施設の設備の基準等）

第 14 条 実施施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 保育室、観察室又は安静室、調理室及び調乳室、その他事業の実施に必要な設備を有すること。

(2) 保育室の面積は、原則として利用定員 1 人当たり 1.98 m²以上とし、1 室 8.0 m²を下回らないこと。

(3) 観察室及び安静室は、乳幼児の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、原則として利用定員 1 人当たり 1.65 m²以上とすること。

(4) 専用の調乳室が設けられない場合は、調理室の一部を調乳場として区画すること。

(5) その他病児保育事業の実施に必要な施設を有すること。

2 利用定員は、原則として 4 名以上とする。

3 職員の配置は、病児の看護を担当する看護師等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）を概ね利用児童 10 名に対し 1 名以上を配置するとともに、保育士を概ね利用児童 3 名に対し 1 名以上配置することとし、常駐を原則とする。ただし、利用児童が見込まれる場合に併設医療機関から保育士及び看護師等が駆けつける等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。

(1) 利用児童がいる時間帯の場合

ア～エの要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。

ア 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないよう、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関りとケアを行うこと。

イ 病児保育室と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近

接していること。

ウ 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育室に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。

エ 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

(2) 利用児童がいない時間帯の場合

利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。

- 4 その他、神戸市病児保育に関しこの要綱に定めがない事項については、「病児保育事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 12 号厚生 労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙病児保育事業実施要綱を適用する。

（関係書類の整備）

第 15 条 事業実施者は国の会計検査等に対応するため事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、関係書類を 5 年間保管し、誠実に対応しなければならない。

（委任）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

この要綱は平成 15 年 2 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 17 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、改正後の第 8 条、第 10 条及び第 11 条の改正部分については、平成 21 年 7

月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 23 年 3 月 28 日より施行する。

ただし、改正後の別表 2 については、平成 23 年 3 月 28 日以後の契約について適用し、同日前の契約については、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は令和元年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 9 月 23 日より施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 3 月 29 日より施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は令和 7 年 11 月 10 日より施行する。

附 則

この要綱は令和 8 年 3 月 27 日より施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は令和 8 年 10 月 1 日より施行する。

別表 1

世 帯 区 分	減免後の利用料（日額）
生活保護法による被保護世帯 市民税非課税世帯 里親	1 名につき 0 円
所得税非課税世帯	1 名につき 1,000 円

- ※ 1 生活保護法による被保護世帯とは、この事業を利用した日におけるその該当の有無をいうものとする
- ※ 2 市民税非課税世帯とは、この事業を利用した日の前年の所得に対するその該当の有無をいうものとする。ただし、1 月から 5 月までの利用については前々年の所得に対するものとする
- ※ 3 所得税非課税世帯とは、この事業を利用した日の前年の所得に対するその該当の有無をいう
- ※ 4 市外在住市内在勤世帯は、被保護世帯や非課税世帯の減免対象とならないこととする
- ※ 5 里親とは、里親に委託されている児童がこの事業を利用する場合をいうものとする。

別表 2

補助基準額			対象 経費
1	基本分・改善分（１か所当たり年額）		病児保 育事業 に要す る経費
	基本分	6,921,000 円	
	改善分	2,538,000 円	
	ただし、利用の少ない日において、地域の保育所等への情報 提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算する。		
※ 1	事業期間が１年未満の場合（年度途中に開所、閉所もしくは は事業を休止した場合も含む）		
	基本分（年額）6,921 千円×事業月数／12		
	改善分（年額）2,538 千円×事業月数／12		
※ 2	１か月未満の事業実施期間がある場合（月の途中に開所、 閉所もしくは事業を休止した場合も含む）		
	基本分（年額）6,921 千円／12×当該月の開所日数／25		
	改善分（年額）2,538 千円／12×当該月の開所日数／25		
※ 3	委託料に小数点以下の端数が生じた場合、小数点第１位以 下は切り捨てる		
2	加算分		
ア	年間延べ利用児童数に応じた加算		
	(ア) 年間延べ利用児童数により区分される次に定める額		
	(年間延べ利用児童数)	(１か所当たり年額)	
A 区分	50 人以上 100 人未満	1,180,000 円	
B 区分	100 人以上 150 人未満	1,770,000 円	
C 区分	150 人以上 200 人未満	2,360,000 円	
D 区分	200 人以上 300 人未満	3,540,000 円	
E 区分	300 人以上 400 人未満	4,720,000 円	
F 区分	400 人以上 500 人未満	5,900,000 円	
G 区分	500 人以上 600 人未満	7,080,000 円	
H 区分	600 人以上 700 人未満	8,260,000 円	
I 区分	700 人以上 800 人未満	9,440,000 円	
J 区分	800 人以上 900 人未満	10,620,000 円	
K 区分	900 人以上 1,000 人未満	11,800,000 円	
L 区分	1,000 人以上 1,100 人未満	12,980,000 円	
M 区分	1,100 人以上 1,200 人未満	14,160,000 円	
N 区分	1,200 人以上 1,300 人未満	15,340,000 円	
O 区分	1,300 人以上 1,400 人未満	16,520,000 円	
P 区分	1,400 人以上 1,500 人未満	17,700,000 円	
Q 区分	1,500 人以上 1,600 人未満	18,880,000 円	
R 区分	1,600 人以上 1,700 人未満	20,060,000 円	
S 区分	1,700 人以上 1,800 人未満	21,240,000 円	
T 区分	1,800 人以上 1,900 人未満	22,420,000 円	

U 区分 1,900 人以上 2,000 人未満 23,600,000 円 V 区分 2,000 人以上 2,200 人未満 24,640,000 円 W 区分 2,200 人以上 2,400 人未満 26,880,000 円 X 区分 2,400 人以上 2,600 人未満 29,120,000 円 Y 区分 2,600 人以上 2,800 人未満 31,360,000 円 Z 区分 2,800 人以上 3,000 人未満 33,600,000 円 ※3,000 人以上の場合は別途協議 (イ) 年間延べ利用児童数に応じて次に定める額 年間延べ利用児童数に、3,500 円を乗じた額 イ 当日キャンセル対応加算 (年間キャンセル回数) (1 か所当たり年額) (1)25 回以上 50 回未満 247,900 円 (2)50 回以上 100 回未満 502,500 円 (3)100 回以上 150 回未満 670,000 円 (4)150 回以上 1,005,000 円 ウ 感染症対応加算 種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合において隔離等の感染防止対応を行う保育士を加配し、次に掲げる要件をいずれも満たす場合に、1 か所当たり年額 1,542,000 円を支給する。 (1)感染症に罹患した複数の児童に対して隔離等の感染防止対策を行うために、保育士を加配する日数が、年間開所日数の半分以上を超えること。 (2)(1)に掲げる加配日数については、「保育士を利用児童おおむね 3 人つき 1 名以上配置すること」としていることをふまえて算定する。 3 おむつ処理費用 対象児童数×300 円×事業月数 ※ 1 対象児童数は、年度の初日（年度途中で新規開設する場合は開設日）時点の利用定員に 0.6 を乗じた人数（小数点第 1 位を四捨五入）とする ※ 2 おむつ処理費用の事業月数について、利用者が 0 の月は対象外とする。	
4 低所得者減免分加算 (1)生活保護法による被保護者世帯、市民税非課税世帯、里親 2,000 円×年間延利用人員 (2)所得税非課税世帯 1,000 円×年間延利用人員	利用料を減免した額

神戸市病児保育事業実施協議書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

所在地

施設名

申請者名

施 設 名		TEL ()			
所 在 地		利用定員		人	
実施施設別		病院 ・ 診療所			
設置主体		経営主体			
開設日数		年間 日	開設時間		
処 遇 職 員	氏 名	職 種	勤 務 形 態	備 考	
			常勤・非常勤		
			常勤・非常勤		
			常勤・非常勤		
			常勤・非常勤		
			常勤・非常勤		
設 備 の 状 況	部 屋 名		面 積	専用・共用	備 考
			m ²	専用・共用	
			m ²	専用・共用	
			m ²	専用・共用	
			m ²	専用・共用	
			m ²	専用・共用	
			m ²	専用・共用	
			m ²	専用・共用	
登録見込児童数		名 ()	管 下 保 育 所	か所	人
利用見込延児童数		名 ()	うち利用対象保育所	か所	
協力医療機関名			管 下 幼 稚 園	か所	人
備 考	・開設年月日 令和 年 月 日				
	・利用料等				

(注) 本表は施設ごとに作成のこと
新規協議の場合は、配置図を添付するとともに、医療機関以外で実施する場合は、協力医療機関との連携について記載すること。
継続協議の場合は、登録見込児童数、利用見込延児童数欄の()に前年度の実績(見込)を記載すること

神戸市病児保育事業 利用登録票

令和 年 月 日記入 記入者名

※印の欄(住所・家族の状況)は、予約システムに入力した場合は省略できます。

フリガナ 氏 名		男 女	愛称	生年月日	年	月	日生	歳
※ 住 所	〒						TEL	
家庭医名	TEL			保 育 所 小 学 校 等 名	TEL			
※ 家族 の 状況	父・氏名	(歳)	携 帯 TEL		勤務先名	TEL		
	母・氏名	(歳)	携 帯 TEL		勤務先名	TEL		
	兄弟姉妹	歳(男・女)		歳(男・女)		歳(男・女)		
緊急時の連絡先	氏名 TEL (対象児との続柄)							
周 産 期	・妊娠中の異常 なし・あり () ・出生時体重 g ・出産は (予定どおり・ 日早かった・遅かった) [在胎 週] ・出産時の異常 なし・あり ()							
乳 児 期 の 発 達	・首のすわり (カ月) ・おすわり (カ月) ・一人歩き (カ月) ・発達の遅れ (疑いあり ・ なし) ・栄 養 法 (母乳 ・ 人工 ・ 混合) ・離乳食開始時期 (前期 : カ月) (中期 : カ月) (後期 : カ月) (幼児食 : 歳 カ月) ・初語(意味のある言葉) (歳 カ月)							
予 防 接 種	BCG		未 ・ 済					
	MR(麻しん・風しん)		未 ・ 1期済 ・ 2期済					
	ポリオ(□生ワク □不活化) ※四/五種混合接種者は記入不要		未 ・ 1回目済 ・ 2回目済 ・ 3回目済 ・ 4回目済					
	□三種 □四種 □五種 混合		未 ・ I 期 1回目済 ・ 2回目済 ・ 3回目済 ・ 追加済					
	日本脳炎		未 ・ I 期 1回目済 ・ 2回目済 ・ 追加済					
	ヒブワクチン		未 ・ 1回目済 ・ 2回目済 ・ 3回目済 ・ 4回目済					
	肺炎球菌		未 ・ 1回目済 ・ 2回目済 ・ 3回目済 ・ 4回目済					
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		未 ・ 1回目済 ・ 2回目済					
	水痘		未 ・ 1回目済 ・ 2回目済					
	B型肝炎(HB)		未 ・ 済					
	新型コロナワクチン		未 ・ 済					
その他・ロタ等		()						
既 往 歴	・麻しん(はしか) ・水痘(水ぼうそう) ・風しん ・百日咳 ・てんかん ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ・川崎病 ・熱性けいれん ・気管支喘息 ・結核 ・アトピー性皮膚炎 ・その他 ()							
食 事	嫌いな食べ物 () アレルギー等で制限している食品があれば、具体的に記入してください。 過去にあったアレルギーについても記入してください。							
そ の 他	配慮してほしいこと等があれば、具体的に記入してください。 (生まれつきの病気や手術歴・既往歴・気になる発達の状況など)							

様式第3号(第8条関係) 削除

様式第4号（第8条関係）（医科診療報酬点数表別紙様式12の2）準用
神戸市病児保育医師連絡票（診療情報提供書）

神戸市長あて

紹介元医療機関

所在地

名称

医師名

電話番号

印

患児の名前			男・女	年	月	日生（	歳	ヶ月）
住所	TEL①		（携帯・自宅・実家・その他）		TEL②		（携帯・自宅・実家・その他）	
父母の名前	父：		（		）歳		母：	
	職業（		職業（					
傷病名	☐ 上気道炎 ☐ 扁桃腺炎 ☐ クループ症候群 ☐ 気管支炎 ☐ 肺炎 ☐ 喘息様気管支炎 ☐ 気管支喘息 ☐ 感染性胃腸炎 ☐ ノロ ☐ ロタ ☐ その他 ☐ 細菌性腸炎 ☐ 伝染性膿痂疹 （疑いを含む）		☐ 中耳炎 ☐ 結膜炎（流角結を含まない） ☐ 溶連菌感染症 ☐ 突発性発疹 ☐ アデノウイルス感染症 ☐ ヘルパンギーナ ☐ 手足口病 ☐ インフルエンザA ☐ インフルエンザB ☐ 百日咳 ☐ おたふくかぜ その他の傷病名（		☐ 麻疹 ☐ 風疹 ☐ 水痘 ☐ ヒトメタニューモウイルス感染症 ☐ 咽頭結膜熱 ☐ RSウイルス感染症 ☐ マイコプラズマ肺炎 ☐ その他 （主な症状など		）	
病状、既往症 治療状況等								
熱性けいれんの既往歴	☐ 有り ☐ 無し		迅速検査の実施状況					
安静度	☐ ベッド上安静 ☐ 隔離 ☐ 準隔離		☐ 室内安静 ☐ 室内保育					
食事	☐ ミルク・母乳のみ ☐ 離乳食（ ☐ 前期 ☐ 中期 ☐ 後期） ☐ 幼児食 ☐ 経管栄養 ☐ 学童食 ☐ 下痢食 ☐ アレルギー食（除去内容							
処方内容 その他注意事項	その他配慮すべき事柄があれば、具体的に記入してください。 生まれつきの病気や手術歴・既往歴・気になる発達の状況など）							
情報提供の目的と その理由	診察した児童について入院の必要性はなく、神戸市病児保育事業利用にあたり、診療情報を提供するため。							

病児保育事業の利用に当たり、提供すべき情報がない項目は、記入欄右側の「提供情報なし」にチェックをしてください。
すべての項目に提供すべき情報がない場合は、「以下すべて提供情報なし」にチェックをしてください。

退院先の住所	様方	電話番号	（自宅・実家・その他）	☐ 提供情報なし												
入退院日	入院日：	年	月	日	退院（予定）日：	年	月	日	☐ 提供情報なし							
出生時の状況	出生場所：	当院	・	他院	（				家族構成	☐ 提供情報なし						
	在胎：	（		）	週	単胎	・	多胎	（		）	子中（		）	子	
	体重：	（		g	）	身長：	（		cm	）						
	出生時の特記事項	：	無	・	有	（										
	妊娠中の異常の有無	：	無	・	有	（										
	妊婦健診の受診有無	：	無	・	有	（			回：							

※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください

児の状況	発育・発達	・発育不良	・発達のおくれ	・その他（		☐ 提供情報なし						
	情緒	・表情が乏しい				・極端におびえる	・大人の顔色をうかがう	・多動	・乱暴	☐ 提供情報なし		
		・身体接触を極端にいやがる				・多動	・誰とでもべたべたする			☐ 提供情報なし		
		・その他（								☐ 提供情報なし		
	日常的世話の状況	・健診、予防接種未受診				・不潔	・その他（			☐ 提供情報なし		
養育者の状況	健康状態等	・疾患（								・障害（		☐ 提供情報なし
		・出産後の状況（マタニティ・ブルーズ、産後うつ等）				・その他（					☐ 提供情報なし	
	子どもへの思い・態度	・拒否的				・無関心	・過干渉	・権威的	・その他（		☐ 提供情報なし	
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない				・その他（					☐ 提供情報なし	
	同胞の状況	・同胞に疾患（								・同胞に障害（		☐ 提供情報なし
	養育者との分離歴	・出産後の長期入院				・施設入所等				・その他（		☐ 提供情報なし

*備考 ・必要がある場合は続紙に記載して添付すること。 ・本様式は、患者が18歳以下である場合について用いること。
神戸市あてに情報提供した場合に診療情報提供料（I）を算定することができる。患児一人につき月1回に限り算定する。
（小児科外来診療料を算定する場合は、小児科外来診療料に診療情報提供料（I）が含まれているため、診療情報提供料（I）を算定することができません。）

神戸市病児保育事業
利用料減免(減免取消)申請書

令和 年 月 日

神 戸 市 長 宛

申込者 フリガナ
(保護者) 氏名 _____

住所 _____

電話 ー _____

次のとおり、利用料の減免（減免取消）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

対象児童	フリガナ 氏 名		生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女
	フリガナ 氏 名			年 月 日		男・女
	フリガナ 氏 名			年 月 日		男・女
申請理由 (いずれかに○をつけてください。)		添付資料		減免後の金額		
1	生活保護受給世帯	☐ 生活保護適用証明書		全額免除（0 円）		
2	市民税非課税世帯	☐ 前年分の市民税非課税証明書(写でも可)		全額免除（0 円）		
3	所得税非課税世帯	☐ 所得税非課税を証明するもの (源泉徴収票、確定申告書などの写) ☐ 利用年度の放課後児童クラブ利用料減免 決定通知書(写)		半額免除（1, 0 0 0 円）		
4	里親	☐ 里親であることを証明するもの (里親委託証明書など)		全額免除（0 円）		
5	減免の取消しを申請します。					

(注) 減免の事項に該当しなくなった場合は、速やかに届け出てください。

◎ この情報は、病児保育事業以外の目的には使用しません。

様式第6-1号(第13条関係) 削除

様式第6-2号(第13条関係) 削除